

令和8年度 社会福祉法人指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施

ア 指導監査は「一般監査」と「特別監査」とし、必要に応じて随時確認の調査を実施する。

イ 一般監査は「実地監査」とし、運営等が概ね良好な法人については、原則として3年に1回とする。

ウ 特別監査は、運営等に問題を有する法人を対象に、特定の事項について、事業主管課と合同で随時実施する。

(2) 指導事項に対する是正・改善等の措置

ア 指導事項に対する是正・改善状況について、期限を付して改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に改善等が困難な事項については、事業所管課と連携し年次改善計画を策定させる等、確実に改善等が図られるよう継続的に指導する。

なお、経理事務処理について継続して問題がある法人及び新設法人に対しては、社会福祉法人会計に精通した会計専門家の関与について等の助言を行う。

イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、事業主管課が当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

2 指導監査の主眼事項及び着眼点

厚労省発出 社会福祉法人指導監査実施要綱(別紙)「社会福祉法人指導監査ガイドライン」のとおり。

3 指導監査の重点事項

- (1) 前回指導監査において指摘された事項について、適切に改善されているか。
規程等が適正に見直されているか。
- (2) 社会福祉法改正の理念や目的に沿った組織の適正化が行われているか。
役員及び重要な役割を担う職員について、法令等に基づいた適正な手続きにより選任・任免されているか。組織内部の牽制機能が整っているか。
- (3) 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。
利益相反取引について、適正な手続きのもと行われているか。
- (4) 計算関係書類が、法令、通知に基づき適正に作成されているか。
- (5) 法令に基づき、法人運営の情報を適切に公開しているか。

令和8年度 社会福祉法人指導監査実施計画表

4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	八 重 山 海 邦 福 祉 会
	ふ く ぎ 福 祉 会
	み よ し 福 祉 会
	の び ゆ く 福 祉 会
10 月	希 望 ケ 丘
	わしの里(大浜工房)
11 月	E R F 福 祉 会
	オ リ プ 友 愛 会
	子 供 の 家 福 祉 会
	ゆ が ふ 福 祉 会
	石垣市社会福祉協議会
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	